

## 岩美町障害者手帳交付診断書料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体若しくは精神の障がいのある者（以下「障がい者」という。）の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な医師の診断書の作成に要した費用（以下「診断書料」という。）について助成金を交付することで、障がい者の福祉向上を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、岩美町内に居住し、市町村民税が課されていない世帯に属する者で、身体障害者福祉法施行令（昭和25年法律第283号）第15条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、新規に手帳の交付申請を行う者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者は除くものとする。

2 前項の市町村民税の課税の判断にあたって、当該年度の4月から6月については、前年度の課税状況をもとに判定するものとする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、診断書料の全額とする。

### (助成の方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、岩美町障害者手帳交付診断書料助成金請求書（様式第1号）に医療機関の領収書（写）を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の請求は、診断書の作成日から起算して6ヶ月以内にしなければならない。

### (助成金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により請求書等の提出があったときは、内容を審査し、岩美町障害者手帳交付診断書料助成金支給決定通知書（様式第2号）により通知し、助成金を支払うものとする。

### (雑則)

第6条 岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日規則第5号）及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

岩美町長 様

申請者 住所 岩美町大字  
氏名  
障がい者との続柄（ ）

岩美町障害者手帳交付診断書料助成金請求書

岩美町障害者手帳交付診断書料助成金交付要綱第4条の規定により、助成金の交付を受けたいので、医療機関の領収書(写)を添えて請求します。

また、岩美町障害者手帳交付診断書料助成金の支給決定にあたり、担当職員が、当該障がい者が属する世帯全員の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承認します。

記

助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円

障がい者	氏名		
	生年月日	年	月 日
対象となる診断書		1 身体障害者手帳の診断書 2 精神障害者保健福祉手帳の診断書	
診断書の作成年月日		年	月 日
診断書を作成した医療機関	医療機関名		
	所在地		
診断書料		円	

..... ここから下には記入しないでください。 .....

【行政庁記入欄】

岩美町障害者手帳交付診断書料助成金交付要綱第2条に規定する助成対象者であることを確認しました。

\_\_\_\_\_ 年 月 日 調査者氏名

.....

様

岩美町長

岩美町障害者手帳交付診断書料助成金支給通知書

岩美町障害者手帳交付診断書料助成金交付要綱第5条の規定により、助成金を支給します。

記

1. 支給額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(指定された口座に振込をします。)

3. 支給内訳

障がい者名	
診断書作成 医療機関名	